

三重県地域公共交通協議会事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第23条の規定に基づき、三重県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局及び事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項の事務を所掌する。

- (1) 協議会の総会に関する事
- (2) 協議会の資料作成に関する事
- (3) 協議会の庶務に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(専決事項)

第3条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事
- (3) 物品及び現金の出納に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

(委員就任の諾否)

第4条 規約第4条に定める委員として就任を承諾した者は、その旨書面で協議会の会長（以下「会長」という。）に通知する。

2 住民代表としての委員候補者の推薦を依頼する市町長は、会長がこれを指名する。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、三重県において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、三重県において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月23日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	形状	書体	寸法 (mm)	用途	個数	管理者
三重県地域公共交通協議会会長の印	 The seal is square and contains the text '三重県地域公共交通協議会' (Mie Prefecture Regional Public Transportation Association) arranged in a grid: '三' (top-left), '重' (top-right), '県' (middle-left), '地' (middle-right), '域' (bottom-left), '公' (bottom-right), '交' (bottom-left), '通' (bottom-right), '協' (bottom-left), '議' (bottom-right), '会' (bottom-left), '会' (bottom-right).	てん書	18mm	会長名をもって発する文書	1	事務局長